

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 6 年度 第 1 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和6年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年4月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年4月12日 午後 1時28分 開会
3. 令和6年4月12日 午後 3時08分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	6	山 元 憲 民	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	7	野 村 幸 市	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃			
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	中藤宏和	係長	新上正直	主事	山内光貴
書記	藤代晋太郎	主事	森下竜輝		
係長	原田浩司	主事	川上隆三		

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許可	
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許可	
	第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	7件	決定	
	第4号	高梁市農地利用最適化推進委員候補者の評価について		決定	
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
		2番	三村憲市		
		3番	福武政夫		
9	議事の内容				
	令和6年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和6年4月12日(金) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員6名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和6年度第1回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。2番三村委員と3番福武委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第1号1番朗読説明 －</p> <p>1番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田4筆4,322㎡です。譲受人の通作距離は、20m以内、耕作面積は4,322㎡で、家族7人中耕作人は5人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 渡邊委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>親子間の贈与で現地は作付されておりました。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第1号2番朗読説明 －</p> <p>2番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆で3,029㎡です。譲受人の通作距離は、310m以内、耕作面積は11,453㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が譲渡人から使用貸借しておりましたが、今回譲渡人の財産処分の一環で譲受人に贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小西代理	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>以前から譲受人がぶどうを作付けされておりました。今後も管理されると思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 次に3番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第1号3番朗読説明 －</p> <p>3番は、譲渡人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑7筆7，204㎡です。譲受人の通作距離は、75km以内、耕作面積は11，298㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 清水委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 親子間の贈与でぶどうを作付けされており、綺麗に管理されていまして。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 次に4番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第1号4番朗読説明 －</p> <p>4番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆410㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は4，823㎡、家族5人中耕作人は2人、対価は10アール当たり5万6千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
惣田委員	<p>現地はよく管理されていまして。問題ないと思われまして。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第2号1番朗読説明 －</p>

中藤局長	<p>1番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1,997㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り50万円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚発電量49.50Kwです。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、8ページから9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 瀬戸川委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。周囲には既に太陽光発電施設が設置している箇所もあり、特に問題はないと思われ。現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から6番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年4月19日、利用権の設定を受ける者は7名、利用権の設定をする者は8名、利用権の設定をする件数は7件、利用権設定面積は13,060㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、1番から6番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p>
議 長	<p>それでは、1番から6番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から6番について採決を採ります。1番から6番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
小西代理	<p>挙手全員ですので、1番から6番については決定しました。ここで議長を会長代理に交代します。農業委員会会議規則第18条の規定により、土岐会長の除斥を求めます。</p>
小西代理	<p>(土岐会長退席)</p>
小西代理	<p>事務局、7番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>— 議案書にもとづいて、7番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p>
小西代理	<p>それでは、7番について発言をお願いします。</p>
小西代理	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
小西代理	<p>なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
小西代理	<p>(挙手全員)</p>

小西代理	<p>挙手全員ですので、7番については決定しました。土岐会長の除斥を解きます。なお、これで議長を会長に交代します。</p>
議 長	<p>(土岐会長着席)</p>
中藤局長	<p>続きまして、本日追加議案としました「議案第4号 高梁市農地利用最適化推進委員候補者の評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>－ 議案第4号朗読説明 －</p>
	<p>議案第4号について説明いたします。先般、平松伸行委員の辞任に伴い、募集しました5区の農地利用最適化推進委員について1名の募集に対して1名の応募がございました。ついては、農業委員会が農地利用最適化推進委員を決定しなければなりません。高梁市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第7条で委員会は、法第19条第1項の規定に基づき推薦又は募集に応じた者について選考を行い、推進委員を委嘱するとなっておりますので、本日追加議案を提出させていただき選考し、ご決定をお願いしたいと思います。なお、法第8条第4項各号の欠格事項については、事前に市民課に照会して非該当であることを確認しております。議案をご覧ください。応募者を掲げております。</p>
	<p>－ 1番を朗読 －</p>
中藤局長	<p>以上のように1名の応募となっております、定数どおりとなっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、委員の選定についてご意見があればお願いします。</p>
中曾委員	<p>住所はどちらになりますか。</p>
中藤局長	<p>(事務局住所回答)</p>
議 長	<p>他に発言はありますか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>ただいま説明のあった5区平松弘君について推進委員に決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員です。5区の推進委員は平松弘君に決定しました。</p>
中藤局長	<p>「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定により、平松弘委員に、土岐会長から委嘱状の交付を行います。会長、中央にお進みください。それでは、会長から委嘱状を交付いたしますので、中央へお進み願います。</p>
	<p>－ 委嘱状交付 －</p>
中藤局長	<p>以上をもちまして、委嘱状の交付を終了します。会長は席へお戻りください。</p>
議 長	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第1回総会を閉会します。</p>

令和6年4月12日

会 長 土 岐 康 夫

2 番 三 村 憲 市

3 番 福 武 政 夫